

## 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会運営要綱（案）

制定 平成30年〇〇月〇〇日市長決裁

### （趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市社会福祉審議会運営要綱（平成8年4月1日制定）第2条第2項の規定により設置された教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 委員会は、熊本市内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（以下「教育・保育施設等」という。）における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を講じることを目的とする。

### （所掌事務）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 事故の経過並びに問題点、課題の整理に関する事
- (2) 事故の再発防止策の提言並びに報告書の取りまとめに関する事
- (3) その他目的達成のために必要な事項に関する事

### （員数）

第4条 委員会の員数は、〇人以内とする。

### （任期）

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員会委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議は、熊本市市民参画と協働の推進条例（平成23年条例第12号）第11条第3項ただし書の規定により非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

### （関係者の出席等）

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### （秘密の保持）

第8条 委員会委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員会委員でなくなった後も、同様とする。

### （庶務）

第9条 委員会の庶務は、熊本市健康福祉局子ども未来部子ども支援課において行う。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項については、原則として別表に定める重大事故が発生した施設又は事業の所管課において行う。

- (1) 事故に関する情報収集、資料作成及び現地調査等の実施に関すること
- (2) 会議における委員への説明、応答に関すること
- (3) 報告書素案の作成及び国への報告に関すること
- (4) その他会議の開催に必要な事項に関すること

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

第2条 委員会設置当初における委員の任期の終期については、第5条の規定に関わらず、平成33年3月31日とする。

#### 別表

所管課	施設又は事業名
子ども支援課	地域子育て支援拠点事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	子育て短期支援事業
	子育て援助活動支援事業
	病児保育事業
保育幼稚園課	特定教育・保育施設（公立幼稚園を除く）
	特定地域型保育事業
	一時預かり事業
	延長保育事業
	実費徴収に係る補足給付を行う事業
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	利用者支援事業
健康づくり推進課	妊婦健康診査